

令和4年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

6月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和4年4月分)	2
2. 「2024年問題」に向けた対策セミナーのご案内について	6
3. 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要綱	8
4. 助成金制度説明会のご案内について	10
5. 運行管理者試験事前勉強会の開催について	12
6. 乗務員講習会のご案内	13
7. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	15
8. 防災マネジメントセミナー概要、申込書	18
9. 「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内	21
10. 陸災防 夏期労働災害防止強調運動実施要綱	29
11. 陸災防香川県支部の皆様へ	36

※申請書・申込書等が必要な場合は、本書からプリントしてご利用下さい。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和4年4月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和4年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和4年4月の運賃指数の概要

1. 令和4年4月の運賃指数は、前月比3ポイント減、前年同月比4ポイント増の120であった。
2. 4月末現在の求車登録件数は128,190と前年同月比34,382増(36.7%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,401	6,450
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	289,573	24,478

※令和3年度は3月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

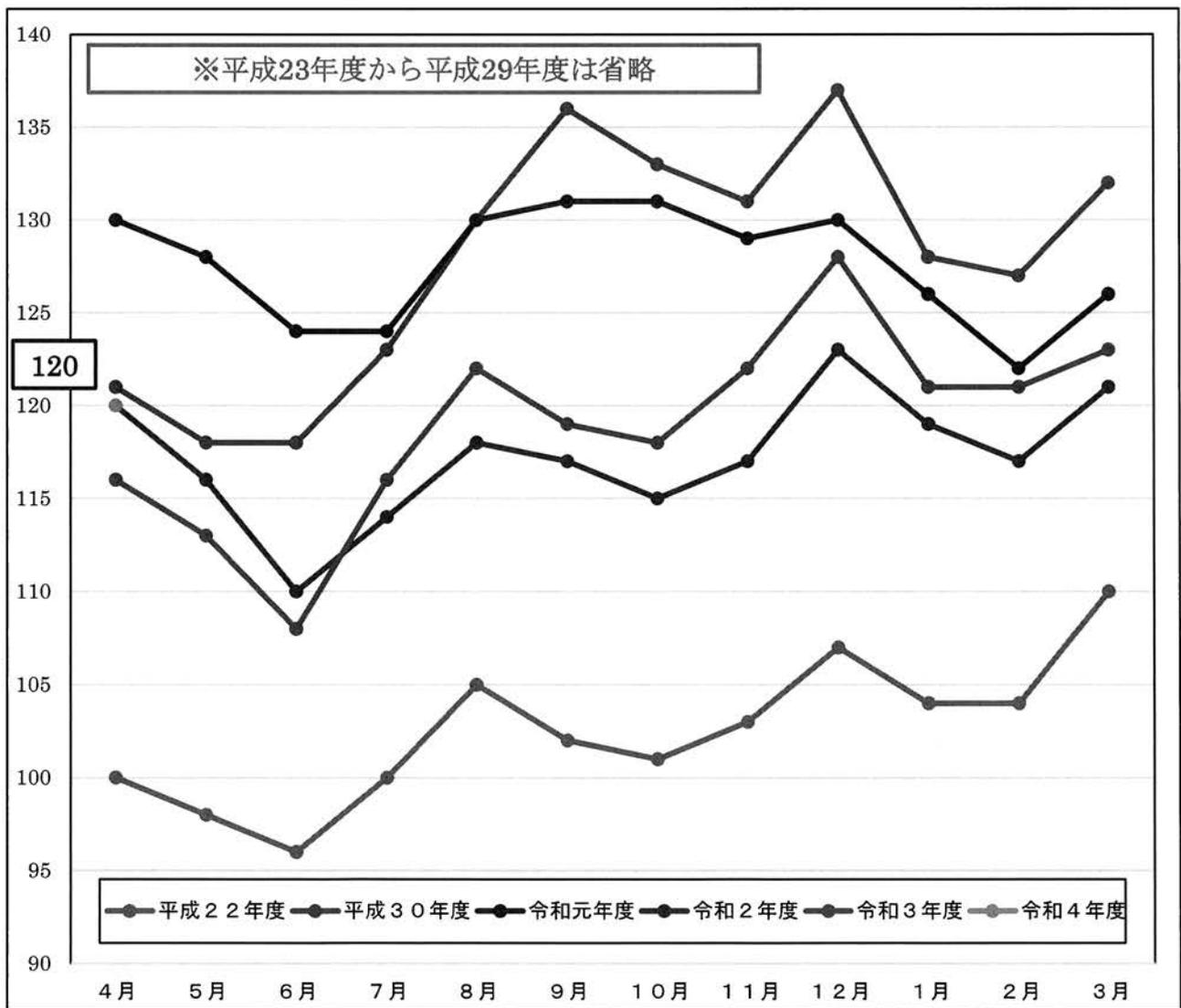
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	128,190

荷物情報(求車)	令和4年3月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	128,190	34,382	+36.7%	-35,083	-21.5%
成約件数	24,058	-212	-0.9%	-3,408	-12.4%
成約率	18.8%	-7.1ポイント	—	+1.9ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

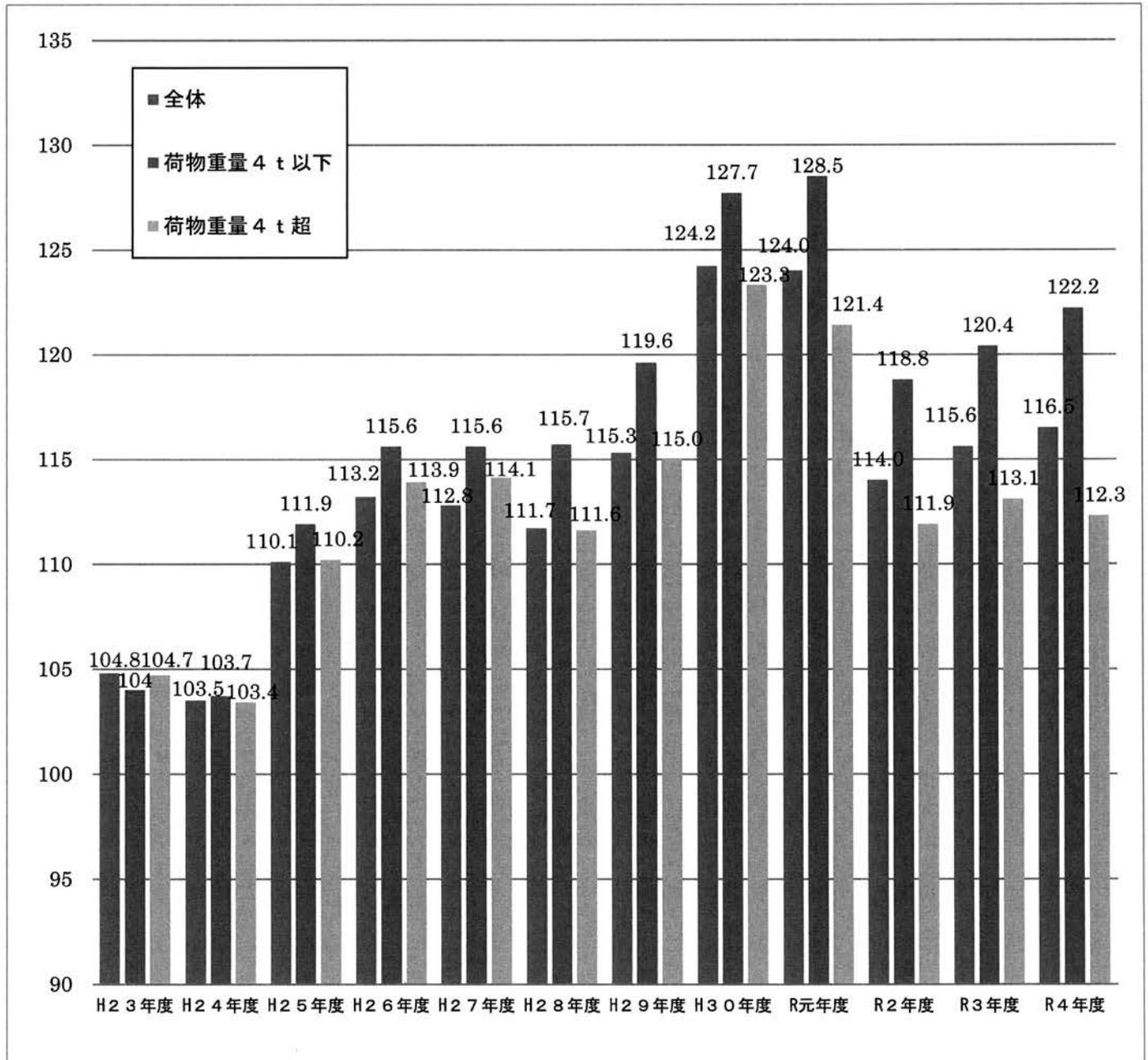
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120											



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	115.6	116.5
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	120.4	122.2
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	113.1	112.3

※令和4年度は4月末現在



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 金子・大橋
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
キット事業部 松井
TEL03-3357-6068

事務連絡
令和4年6月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

「2024年問題」に向けた対策セミナーのご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法に伴う「時間外労働時間の上限規制」への対策セミナーを次の日程にて開催いたします。参加を希望される事業者は別紙参加申込表に必要事項を明記され、返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1事業者1名までの参加とさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが予めご了承ください。

敬具

記

- 1 開催日時 令和4年6月27日（月） 13時30分開始（30分前より受付）
- 2 開催場所 ホテルパールガーデン
高松市福岡町2丁目2-1 電話番号：087-821-8500
- 3 講演内容 「トラック運送業の2024年問題に向けた対策と事例」
講師 株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山雅敬氏
- 4 その他 定員は70名まで。1事業者1名まで。
新型コロナウイルスの感染状況により、やむを得ず開催を中止する場合があります。予めご了承ください。
- 5 問合せ先 適正化事業課（担当 明石）
電話番号 087-851-6381

一般社団法人香川県トラック協会適正化事業課 宛

参加申込表

香川県トラック総合会館にて開催される

「2024年問題」に向けた対策セミナーに参加します。

事業者名	
営業所名	
出席希望者名	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1事業者1名までの参加とさせていただきます。

※出席を希望される事業者は6月17日（金）までに、
香ト協FAX（087-821-4974）へご返信願います。

令和4年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和4年4月19日
(公社) 全日本トラック協会

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責 氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		販売車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

事務連絡
令和4年6月1日

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣

令和4年度 香ト協助成金制度説明会のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、ご出席の連絡は、別添の参加申込書にご記入のうえ、FAX（087-821-4974）にて6月3日（金）までにご返信をお願い致します。

敬 具

記

1. 開催日時 令和4年6月9日（木） 13時30分（30分前より受付）
6月10日（金） 13時30分（30分前より受付）
2. 開催場所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
高松市福岡町3丁目2番3号
3. 議 題 (1) 令和4年度 香ト協助成金制度の概要について
(2) その他
4. そ の 他 新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響より、やむなく開催を中止する場合があります。予めご了承ください。

参加申込書

香川県トラック総合会館にて開催される
「令和4年度助成金制度説明会」に参加します。

事業者名	
営業所名	
出席希望者(※)	
参加希望日 (○印記入)	・ 6月9日(木) ・ 6月10日(金)

※定員数は各40名となりますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症対策の為、1事業所1名までの参加とさせていただきます。

※出席を希望される事業所は6月7日(火)までに、

香ト協FAX(087-821-4974)へご返信願います。

以上

令和4年6月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、6月29日(水)に下記の通り開催したく存じます。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、参加希望の会員は参加申込票を記入の上、6月15日(水)までにご返信下さいますようお願い申し上げます。当協会が事前にテキストを購入するため、必ず期日までに申込み願います。

なお、勉強会の当日にテキスト代として1名1,000円を徴収させて戴きますので、ご配慮のほど重ねてお願い申し上げます。

また、この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1 日 時 | 令和4年6月29日(水) 9:00~17:00 (8:30 受付開始) |
| 2 場 所 | ホテルパールガーデン 新館6階 インペリアル
高松市福岡町2-2-1 |
| 3 内 容 | 運管試験に向けての対応等 |
| 4 講 師 | (株)城西自動車学校 ご担当者 |
| 5 そ の 他 | 受講者が70名を超えると受講をお断りしますのでご容赦下さい。 |

参 加 申 込 票

会 社 名

受講者名

.....

※ 香ト協 FAX 087-821-4974までご返信下さい。

令和4年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和4年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対象者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和4年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第242回	8月20日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 ユープラザうたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜 6番丁88

○受講希望者データ

会社名	
担当者名（記入者）	

	氏名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第242回(AM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第242回(AM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年 月 日(満 歳)	年	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第242回(AM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和4年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・14回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和4年 4月14日(木)	第8回 令和4年9月29日(木)
第2回 5月19日(木)	第9回 10月20日(木)
第3回 6月 2日(木)	第10回 11月17日(木)
第4回 6月23日(木)	第11回 12月 8日(木)
第5回 7月14日(木)	第12回 令和5年1月19日(木)
第6回 8月 4日(木)	第13回 2月 9日(木)
第7回 8月25日(木)	第14回 3月30日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和4年 4月21日(木)	第5回 令和4年11月10日(木)
第2回 5月26日(木)	第6回 令和5年 1月26日(木)
第3回 7月 7日(木)	第7回 3月 9日(木)
第4回 9月15日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和4年 4月14日(木)			令和4年 9月29日(木)
終了	5月19日(木)			10月20日(木)
	6月 2日(木)			11月17日(木)
	6月23日(木)			12月 8日(木)
	7月14日(木)			令和5年 1月19日(木)
	8月 4日(木)			2月 9日(木)
	8月25日(木)			3月30日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和4年 4月21日(木)			令和4年 11月10日(木)
終了	5月26日(木)			令和5年 1月26日(木)
	7月 7日(木)			3月 9日(木)
	9月15日(木)			

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

Transport
Safety
Management



令和4年
7/ 1 (金)
先着72名様

防災マネジメントセミナー

新たな認定セミナー、登場。

近年、頻発化、激甚化する災害。現代日本を生きる我々にとって、社員の安全確保や事業継続等、災害対策は切り離せない課題です。(南海トラフ地震は、今後30年以内に70~80%の確率で発生するとされています。)

当機構では、令和2年7月に公表された『運輸防災マネジメント指針』を受け、『防災マネジメントセミナー』を新たに実施して、事業者の皆様の災害対策を全力で支援いたします。

『何をしたいかわからない』『どこから手をつけたらいいか』とお悩みの事業者様。是非この機会に運輸防災に関する知識を深め、社員を、会社を、そして地域を守る第一歩を当機構と共に第一歩を踏み出してみませんか。

セミナー概要

日時	令和4年7月1日(金) 13:00 受付開始 13:30 セミナー開始 (17:00 終了予定)
場所	香川県トラック総合会館5F
住所	香川県高松市福岡町3-2-3
料金	5,200円(現金) ※香川県トラック協会会員事業者の方は、協会から受講料の補助があります。
対象	・運輸防災マネジメント指針を勉強したい方 ・これから災害対策を推進していきたい事業者様

独立行政法人自動車事故対策機構 高松主管支所

香川県高松市福岡町3-3-6 担当:田中、森

TEL:087-851-6963

FAX:087-851-6962

防災 マネジメントセミナー

Save the Life.
Save the Company.
Save the Region.
Save the Japan.

命 災害に直面する全ての人が、
正しく命を守るための知識。

運輸防災に関する基礎知識を習得。

災害対応の最優先となる人命の安全確保のため、必要となる基礎知識を習得し、自社の災害文化醸成に繋がります。

地 地域の人流・物流を支えるための
災害への事前準備。

災害リスクを把握し事前に備える。

自社の災害リスクを把握し、被害想定から対策の決定・事前準備までの一連の流れを確認します。

企 防災・減災と運送の早期復旧による
経営の安定化。

災害後の事業復旧を迅速に。

災害による被害を最小限に止め、速やかに輸送を復旧・再開するための準備によって、災害を乗り越える強い企業を目指します。

国 日本を大規模災害から守り復興
させるための運輸防災の推進。

自社の防災体制をチェックし優先順位を確認。

防災体制チェックリストを用いて自社の現状把握を行い、今後の取組のスタートとなる箇所を想定します。

注意事項

○予約の際は、必ず以下を確認の上申し込みをお願いいたします。

- ・本セミナーの講義内容は、今後予告なく変更される場合があります。予めご了承ください。
- ・当機構の新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインに基づき、マスクの着用、受付時の検温、入室時の手指消毒、飛沫防止パネルの設置等を行います。ご理解をお願いいたします。
- ・駐車場に限りがありますので、乗り合わせ等によりお越し下さいますようご協力お願い致します。

申込方法等

- ① 別紙『申込書』に必要事項をご記入いただき、当機構へ FAX で送信してください。
- ② 受付完了後、当機構より受付完了の連絡を申し上げます。
- ③ 予約受付は満席となり次第終了となりますので、早めの申込をおすすめいたします。
- ④ 受講当日、『申込書』をご持参の上セミナー開始までに受付へお越しください。

【国土交通省認定セミナー】
 NASVA 防災マネジメントセミナー 受講申込書 兼 受講票

高松主管支所 宛	(ふりがな) ()
受付印欄 ※記入しないでください	会社名又は 団体名
	※営業所名まで記載して下さい
	〒 _____
	住所 _____
	TEL: _____
申込ご担当者 _____	FAX: _____
事業の種類 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> ハイ・タク <input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> その他 ()	
事業規模(保有車両数) <input type="checkbox"/> 50 両未満 <input type="checkbox"/> 50~100 両 <input type="checkbox"/> 100 両~200 両 <input type="checkbox"/> 200 両以上	

(ふりがな) ()	※1 左記の受講者のほか複数名で申し込まれる場合は、本用紙をコピーの上ご使用ください。
受講者氏名	※2 受講申込は先着順にて受付いたします。定員に達した場合は、申込をお断りする場合がありますのでご了承ください。
(生年月日) (昭・平 年 月 日)	※3 申込者が少ない場合、または新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期又は中止する場合がありますのでご了承ください。
お役職名	※4 受講者が経営管理部門の要員の場合、監査インセンティブ適用の際に必要な受講者情報(会社名・氏名等)を認定セミナー制度に従い国土交通省へ通知させていただきます。
<small>◎受講者氏名及び役職名は受講済証に記載しますので正確に記入して下さい</small>	
あなたは、経営管理部門の要員ですか? (注: 右欄※4 参照)	はい . いいえ
経営管理部門の要員で、 <u>国土交通省への通知を希望しない場合のみ、チェックを入れてください。</u>	国土交通省への通知を希望しない <input type="checkbox"/>

開催: 日時・会場	
運輸防災 マネジメントセミナー	令和4年7月1日(金) 13:30~17:00 (受付13:00~) 香川県トラック総合会館 5階大会議室 (高松市福岡町3-2-3)

お申し込み結果については、後日、お電話にてご連絡いたします。 (FAXの返信はいたしませんのでご了承ください)	予約番号記入欄 (防災マネジメントセミナー)
①FAX送信後、この申込書は保管してください。	
②受付後、予約番号をお伝えしますので、右の記入欄に記載して下さい。	

～受講当日の注意事項～

- ・受講料(お一人様5,200円)は、受講当日の受付時にお支払いください。
- ・受講票(本用紙)を必ずご持参ください。

◎新型コロナウイルス感染防止について

- 受講日当日は、以下の点にご協力をお願いいたします。
- ・マスクの着用、受付時の検温・体調確認・手指消毒にご協力ください。
 - ・検温の結果、37.5℃以上の場合は受講をご遠慮いただく場合がございます。

FAX 087-851-6962

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、運行管理業務において優良であると認められる運行管理者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とした標記表彰制度を実施しております。

つきましては、標記制度に賛同され認定要件に該当する運行管理者を推薦される場合は、提出書類を6月17日（金）（必着）までに香ト協事務局までご提出願います。

敬 具

記

1. 認定要件

「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋
(表彰の事由) 第4条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として10年以上従事し、管内における自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せずに輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

- (1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第108条の34に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者
- (2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者

- (3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者
- (4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

(所定期間等) 第5条

前条における所定期間は、この規程の適用日以降の日から起算して5年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して5年間
- (2) 前条第3号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して5年間
- (3) 前条第4号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して5年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

2. 提出書類

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を2部（うち1部は写しでも可）添えて推薦するものとする。

- (1) 候補者が欠格事由に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）

※2号様式、3号様式、4号様式、5号様式は、別添の様式を参考に各社で作成をお願いします。

3. 用語等の定義及び取消・雑則について

四国運輸局香川運輸支局「自動車運送事業の運行管理者表彰」規程より抜粋
(定義) 第3条

(1) 『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』
定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

(2) 『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』
関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

(3) 『勤務状態等が優良』
無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

(4) 『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』
「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」(平成15年1月30日付け国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号)に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

(5) 『重大事故』
自動車事故報告規則(昭和26年12月20日運輸省令第104号)第2条第1号から第10号及び第13号から第15号に規定する事故をいう。

(6) 『運行管理上最も責任ある者』
前2号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

(7) 『運行管理者資格者証の返納の処分等』
運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

(8) 『行政処分等』
輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。
なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

(表彰の取消) 第9条

支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

(雑則) 第10条

候補者の選考にあたっては、次のことに留意する。

- (1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業者から、同時に、多数の候補者を推薦することは避けるものとする。
- (2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。
 - ① 破産者
 - ② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような新聞、雑誌等に報道された場合等

(2号様式)

証 明 書

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(候補者の)

本 籍 (郵便番号)

現 住 所 (郵便番号)

氏 名

生年月日

上記の者について、 年 月 日から 年 月 日の間
における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当通報がなかった場合はその旨を記載)
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
(当事故がなかった場合はその旨を記載)
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和 年 月 日

事業者名

代表者名

印

香川運輸支局長 殿

(3号様式)

功 績 調 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字画を記載)

生年月日 (年齢)

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

3. 勤務状態が優良であることについて
(出来るだけ詳しく記入下さい)

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(4号様式)

履 歴 書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名 (表彰状に記入する字面を記載)

生年月日 (年齢)

1. 学 歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

2. 職 歴 (始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと)

(1) 業務歴

※この様式を参考にして推薦者で作成下さい。

(2) 団体歴

(3) 公職歴

(4) その他

3. 賞 罰

令和4年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（2018年度～2022年度）に基づき、

- ① 死亡者数：2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる（2022年は、87人以下）
- ② 死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2022年は、13,971人以下）
- ③ 健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定している。本年は当計画の最終年度に当たり、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和4年の労働災害発生状況（1～3月速報値）は、死亡災害が10人（前年同期比+1人、+5.3%）、死傷災害は3,018人（前年同期18人、0.6%）といずれも増加している。

なお、死傷災害では、墜落・転落、転倒による災害が依然として多発しており、昨今増加傾向にある動作の反動・無理な動作による災害も多く、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日（金）から7月31日（日）までの1か月間を、令和4年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和4年7月1日（金）から7月31日（日）まで

3 スローガン

荷役作業 省かず確認「作業手順」 必ず実践「安全作業」

（令和4年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、墜落・転落災害、ロールボックスパレット及びテールゲートリフターに係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。

- (3) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（厚生労働省・各労働災害防止団体主唱）を踏まえた取組を行う。
- (4) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (5) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY 活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
 - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
 - ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
 - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
 - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底
厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料（別紙）を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。
- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
 - ・昨年4月から運用を開始した「陸災防労働災害事例生成ツール」（以下「生成ツール」という。）の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。
- (4) 行政との連携、広報等
 - ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
 - ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。

- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

職場の安全衛生自主点検表

令和元年5月作成

事業場名		従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」¹⁾や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」²⁾の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目		
1 基本的な取組（リスクの低減）		
・ 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 安全衛生目標の設定（同上）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
2 安全衛生管理体制		
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上	
・ 安全衛生推進者の選任	・ 総括安全衛生管理者の選任(100人以上)	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・ 安全管理者の選任（選任時研修修了）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・ 衛生管理者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
	・ 産業医の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 安全衛生推進者の巡視	・ 安全管理者、衛生管理者の巡視	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 安全衛生対策等を話し合う場の設置	・ 安全衛生委員会の開催（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
3 安全衛生教育の実施状況		
・ 雇入れ時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 作業内容変更時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 事故発生者に対する教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 腰痛予防のための管理者教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
4 健康管理		
・ 雇入れ時の健康診断		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 定期健康診断（年1回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 深夜業従事者に対する健康診断（年2回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ 過重労働対策（時間外・休日労働時間数）		<input type="checkbox"/> 月45時間 <input type="checkbox"/> 月45時間超～80時間
※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間
		<input type="checkbox"/> 月100時間超
・ 時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・ 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

1) 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

2) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- ・ 荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） している していない 該当なし
- ・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- ・ 荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認（安全作業連絡書）* している していない 該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
 - エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット している していない 該当なし
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）
 - ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
 - エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 している していない 該当なし
- ・ 定期自主検査（同上） している していない 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上） している していない 該当なし
 - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
 - エ 玉掛け作業 オ その他
- ・ 保護帽（墜落時保護用） している していない 該当なし
- ・ 安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 運行管理者の選任 している していない 該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
 （原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予）
- ・ 拘束時間等（1ヶ月293h以内 □）（1日13h以内 □）（休息8h以上 □）（1日の運転9h以内 □）（連続運転4h以内 □）

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- ・ 走行経路の決定 している していない 該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- ・ 点呼の実施 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・ 運転適性診断 している していない 該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
 - ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
 - エ 表彰 オ その他

職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということが出来ます。

（参考資料等） ・ 災防規程：第10条の2に記載されています。

・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）

・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等） ・ 災防規程：7条。50人以上はさらに第4条～6条、10条

3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重1ト以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第11条～12条、16条

4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等） ・ 災防規程：第79条、82条

・ 陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照

http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm

5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条

・ フォークリフトの安全Q&A 50（陸災防図書 平成24年3月）

・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成25年3月25日基発0325第1号）

6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成20年4月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第71条

・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成24年3月）

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1

